

上場会社の子会社のための 新リース会計基準の導入⑥

2025年12月16日

大樂公認会計士・税理士事務所
大樂弘幸

目次

頁

- 1 課題の理解（3つの壁）
- 2 会計事務所活用のメリットと導入プロセス
- 3 今すぐ始めるべき4つのステップ
- 4 契約棚卸
- 5 方針決定：リース識別基準
- 6 方針決定：リース期間の判定
- 7 方針決定：短期リース・少額リースの活用 3
- 8 まとめ 7

7. 方針決定：短期リース・少額リースの活用

⌚ 短期リース

- ✓ 要件：借手のリース期間が12か月以内であり、かつ、原資産を購入するオプションを含まないリース（適用指針第4項（2）、20項）
- ✓ 会計処理：開始日に使用権資産・リース負債を計上せず、リース料を期間にわたり費用計上（定額法等）

📌 実務ポイント

延長オプションの行使が「合理的に確実」な場合は12か月超となり適用不可。リース期間の慎重な判定が必要。

🏠 少額リース

- ✓ 適用指針第22項に基づく簡便的な取扱い（選択適用）
(1)と(2)のいずれかを満たした場合
 - (1)：重要性が乏しい減価償却資産の基準額以下（利息相当分の上乗せ可、通常取引単位ごとに判定）
 - (2)：以下のいずれかを満たす場合_継続適用
 - ① 事業内容に照らして重要性が乏しく、かつ契約1件当たりのリース料総額が300万円以下（維持管理費用相当額を控除することができる）
→リース1件ごとに適用の有無を選択するのではない（BC43項）
 - ② 新品時の原資産価値が少額（USD5,000程度）指針22項（2）②
→リース1件ごとに適用するか選択することができる
- ✓ 会計処理：開始日に使用権資産・リース負債を計上せず、リース料を期間にわたり費用計上（定額法等）

📖 方針策定の重要ポイント

📌 選択適用の一貫性

一度選択した簡便法は、類似のリース契約に対して継続的に適用する必要がある

📌 グループ方針の統一

連結決算の観点から、親会社・子会社間で統一した基準（金額閾値等）の設定が望ましい

📌 台帳登録・注記

オンバランスしなくても、注記（費用開示等）のために台帳管理は必須となる点に注意

少額リース（300万円以下基準）の判断基準

参照基準：適用指針第22項（少額）

✓ 判定の重要ポイント

📦 判定単位

原則として「契約1件当たり」で判定します。複数の資産を含む一括契約の場合は、合算した総額で判定する必要があります。⇒1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれるときは、異なる科目ごとに、その合計額による判定することができる規定あり（適用指針22項（2）①）。

📅 判定金額・期間

「リース期間の総額」で判定します。月額リース料ではなく、リース期間全体の総支払額を用います。延長オプションが「合理的に確実」な場合は、その期間も含めます。ただし、判定コストの削減のため、契約期間で判定もできる（適用指針23項、事業内容に照らして重要性のあるリースは除く）

✂️ サービスの扱い

保守料等維持管理費用相当額の見積額が算定可能な場合は、リース料総額から除外して判定可能です。算定不能な「一式契約」の場合は含めて判定します。

💰 税込/税抜

明文規定はありませんが、社内方針で統一が必要です。一般的には税抜での運用が推奨されます（根拠の文書化が必須）。

🔍 ケーススタディ

📁 ケース1：PCリースの例

オフバランス可

ノートPC 10台を一括契約、期間30ヶ月、月額9万円（税抜）の場合

月額 9万円 × 30ヶ月 = 総額 270万円
→ 300万円以下（要件充足）

📁 ケース2：複合機・什器の例

オフバランス不可

同一契約内で物件A（月6万）と物件B（月4万）をリース、期間5年の場合

(6万 + 4万) × 12ヶ月 × 5年 = 総額 600万円
→ 300万円超（契約単位で判定するため不可）

短期リース（12か月基準）の判断基準

参照基準：適用指針第20項、適用指針第17項（経済的インセンティブ）

📌 要件と判定方法

適用要件（2条件）_適用指針第4項（2）

- ① リース期間が12か月以内であること
- ② 購入オプションが含まれていないこと

リース期間の判定ロジック

「解約不能期間」+「延長オプションの対象期間（行使が合理的に確実）」+「解約オプションの対象期間（行使しないことが合理的に確実）」で判定します。延長が合理的に確実な場合、短期リースには該当しません。

リース期間変更時の取扱い（適用指針第50項）

短期リースの取り扱いをしていたリースについて、リース期間の変更により、リース期間の終了時点から変更後の借手のリース期間の終了時点までが12か月以内であるときは、継続して、短期リースとして取り扱うことができる。

⚠️ ケーススタディ

12か月契約 + 黙示の更新慣行

契約上は12か月でも、過去の実績や設備の重要性から更新が「合理的に確実」と判断される場合、リース期間は12か月超となり、短期リースに該当しません。

月極契約（随時解約可）

形式上は短期に見えても、経済的インセンティブ（立地、移転困難性など）により長期利用が見込まれる場合、実質的な解約不能期間を評価する必要があります。

不動産の短期利用

仮設事務所やイベントスペースなど。原状回復義務や更新条件を含め、本当に12か月以内で終了することが確実か慎重に判断します。

8. まとめ

まとめと次のアクション

成功要因

- 早期着手：特に上場会社の子会社は親会社の連結スケジュールに合わせた対応が必須
- 方針の明確化：少額/短期の基準、リース期間判断などの方針を早期に決定
- 台帳の一元化：契約管理・識別判断・会計処理を連携させた情報基盤の整備

リスク

- スコープ漏れ：リースに該当する契約の網羅性確保が不十分なケース
- 期首仕訳の精度不足：リース期間や割引率の判断誤りによる計上額の誤差
- 税務差異の放置：財税差の調整不備による申告ミス、税効果計上漏れ

次のアクション

1. 事前検討：契約の棚卸後、影響度を評価し、社内体制と導入支援内容を決定
2. 方針検討：会計方針の決定、業務プロセス・システム導入の方向性検討
3. 親会社・監査法人との前広な合意形成、導入スケジュールの確定

大樂弘幸 プロフィール

公認会計士・米国公認会計士・税理士

監査法人及びFASで18年以上の経験、及び金融庁企業開示課で2年間の開示行政を経験した。企業開示課ではASBJの会議やIASBの国際会議に参加するなど日本基準及び国際会計基準の基準設定に精通する。現在は独立して会計事務所を設立し、監査業務、IPO支援、税務業務、上場企業の社外監査役業務を行う。

免責事項

- 当資料は、基準等に従った一般的な解釈について述べたものです。貴社の財務・事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。
- 執筆時点で公となっている情報に基づいて作成しています。
- 当コラムには執筆者の私見も含まれており、完全性・正確性・相当性等について、当事務所は一切の責任を負いません。また、利用者が被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- 当資料に掲載されている内容や画像などの無断転載を禁止します。

お問い合わせ先：

大樂公認会計士・税理士事務所

158-0097

東京都世田谷区用賀4-5-21 第一小林ビル403号
所長 大樂 弘幸（だいらく ひろゆき）

090-9820-3910 / 03-5797-9487

hiroyuki.dairaku@dairaku-accfirm.com

<https://www.dairaku-accfirm.com/>